



【令和8年度募集】 岡山市DX推進事業補助金の募集を開始します！

本補助金は、デジタル化推進による企業変革を支援することで、市内中小企業の労働生産性向上、イノベーション創出、競争力強化を図り、本市経済の活性化を目指します！

1 内 容

◇対象者

岡山市内に本社もしくは主要な事業所(工場・事務所・店舗等)がある中小企業者

◇補助金の概要

中期の経営ビジョン等を記したDX推進計画書に基づき導入する、企業変革に資するデジタルサービスの導入に対する補助

補助率 1/3 補助上限額 1,000万円

2 応募方法・期間

◇応募方法

メール

◇募集期間

令和8年9月10日(木)～令和8年10月15日(木)17時15分まで

3 内 容

詳細は別紙にてご確認ください。

【問い合わせ先】

岡山市 産業振興課 高村・山本 直通086-803-1329 内線4512

岡山市DX推進事業補助金

【岡山市DX推進事業補助金の目的】

岡山市内の中小企業の**デジタル化推進による企業変革**（顧客起点の価値創出やビジネスモデル変革、新商品・新サービス開発等）を支援することで、企業の労働生産性向上、イノベーション創出、競争力強化を図り、本市の経済を活性化するため、予算の範囲内において岡山市DX推進事業補助金を交付します。

【補助する取組について】

DX推進計画書を策定している企業の、デジタルサービス実装に対する補助を行います。

【補助額】：上限1,000万円

【補助率】：1／3

ただし、次に掲げる「デジタル化推進による企業変革の要件」に該当するものを対象とします。（岡山市DX推進事業補助金交付要綱 第3条）

【デジタル化推進による企業変革の要件】

企業における3～5年後の中期的なビジョンに基づく全社的又は組織を横断する取組で、次の各号のいずれにも該当すること。

- (1) 次のいずれか又は複数を満たす取組であること。
 - ア 全社的又は組織を横断する業務・製造プロセスのデジタル化
 - イ 既存商品・サービスの高度化・提供価値の向上
 - ウ 顧客接点の改革、顧客起点の価値創出
 - エ ビジネスモデル変革
- (2) 次のいずれか又は複数のデジタルサービスの実装を伴うこと。
 - ア 生産管理システムに関するもの
 - イ 販売管理システムに関するもの
 - ウ 営業管理システムに関するもの
 - エ 品質管理システムに関するもの
 - オ Webシステムに関するもの
 - カ ERPパッケージに関するもの
 - キ データ分析・データ活用システムに関するもの
 - ク ブロックチェーン、NFT、Web3.0に関するもの
- (3) 補助事業応募時点において、「DX推進計画書」を作成すること。
- (4) 事例集等においてモデルケースとして地域企業へ横展開できること。

【DX推進計画書について】

本補助金内での「DX推進計画書」とは、企業が3～5年後に目指す経営ビジョンに基づき、その実現に必要なDX（デジタルトランスフォーメーション）戦略を具体的に示す計画書とする。

【補助事業者の条件】

補助事業者は、次の各号のいずれも満たすものとします。

- (1) 岡山市内に本社もしくは主要な事業所（工場・オフィス・店舗等）がある中小企業者。
- (2) 岡山市内の事業所（工場・オフィス・店舗等）における取組であること。
- (3) 同一の経費について国及び岡山県、その他の団体の補助金と重複して本補助金の交付を受けないこと。
- (4) 許認可等が必要な業種の場合には、それらを取得していること。
- (5) 市税を滞納していないこと。
- (6) 次のいずれにも該当しないこと。

ア みなし大企業

イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条（昭和23年法律第122号）に規定する業種

ウ 岡山市暴力団排除基本条例（平成24年市条例第3号）第2条第1号に規定する暴力団

エ 岡山市暴力団排除基本条例第2条第2号に規定する暴力団員

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

カ 訴訟や法令遵守上において、本事業の遂行に支障をきたすような問題を抱えている者

キ 市長が不適当と認めるもの

※みなし大企業 次のいずれかに該当する中小企業者

ア 発行済株式の総数または出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している企業

イ 発行済株式の総数または出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している企業

ウ 大企業の役員または職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている企業

【本補助金における中小企業者の定義：以下（１）（２）を満たすこと】

（１）以下のいずれかを満たすこと

- 会社および会社に準ずる営利法人
（株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、特例有限会社、企業組合・協業組合）
- 個人事業主（商工業者であること）
- 以下の要件を満たした特定非営利活動法人
 - ①法人税法上の収益事業（法人税法施行令第5条に規定される34事業）を行っていること
 - ②認定特定非営利活動法人でないこと

（２）以下、基準分類表の「資本金の額又は出資の総額」もしくは「常時使用する従業員の数」の数値のいずれかもしくは両方を満たす者

基準分類表	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
①製造業、建設業、運輸業、その他の業種（②～⑦以外）	3億円以下	300人以下
②ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	3億円以下	900人以下
③卸売業	1億円以下	100人以下
④小売業	5千万円以下	50人以下
⑤サービス業（⑥⑦以外）	5千万円以下	100人以下
⑥ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
⑦旅館業	5千万円以下	200人以下

※中小企業者には当てはまらない者

○法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に規定する公共法人

○任意団体

○宗教上の組織又は団体、政治団体

○医療法人、社会福祉法人、学校法人、一般社団法人、公益社団法人、一般財団法人、公益財団法人、認定特定非営利活動法人、（病院・助産所等を個人名義で開設している）医師、歯科医師、助産師

○個人農林漁業者及び農事組合法人

○本補助金の趣旨及び目的に照らして適当でないと認められる事業者

【補助対象となる経費の一覧】

補助対象経費 (科目)	補助対象経費 (取組にかかる経費の例)
(A)外注費・手数料・報酬費	システム・装置などの要件定義、設計、開発、構築、製作、導入、改良、改修、設定、据付けにかかる委託費用等 事業開発やシステム開発等伴走支援をうけるためのコンサルティング費用（旅費含む）、研修費、データ分析にかかる費用、外部人材（DX専門家）費用等
(B)情報システム・機器等購入費	情報システム、ITツール、ソフトウェア、機械装置、機器（各種センサー・カメラ等のデバイス、WiFi機器、LPWA、RFID等のデータ送受信装置、モニター等のディスプレイ機器等）、工具・器具（測定工具・検査工具等）等
(C)賃借料・使用料・利用料	機械装置・部品・情報システム等のリース・レンタル・賃借、クラウドサービス利用料、ソフトウェアライセンス料、回線使用料、保守料等 ※補助対象期間分のみ
(D)原材料費	センサー等を自社で製作するのに必要な原材料の購入費等
(E)運搬費	運搬料等

※補助対象経費の補足

①次の要件をすべて満たす経費が補助の対象となる。

- ・補助対象となる取組に要する経費であること。
- ・補助金交付決定日以降に支払った経費であること。
- ・岡山市内の事業所（工場・オフィス・店舗等）における取組に係る経費であること。

②岡山市内業者から購入等する経費が補助対象経費の中で過半を超える場合、審査の点数を加算する。

③リース、レンタル、クラウドサービス等の賃借料・使用料・利用料についての注意点

費用は、見積書、契約書等で確認できるもので、補助事業期間中に要する経費のみとなる。したがって、契約期間が補助事業期間を超える場合の補助対象経費は、按分等の方式により算出された当該補助事業期間分のみとする。

【補助対象とならない経費の一覧】

①次の経費は補助の対象になりません。

公租公課（消費税及び地方消費税、健康保険料や労働保険料等）

人件費（給与、役員報酬等）

文房具・事務用品等の消耗品（はさみ、ペン、封筒、インクカートリッジ、CD/DVD、USBメモリ、電池等）

汎用性があり、目的外使用になり得るもの（例：事務用のパソコン・プリンタ・デジタル複合機など）

支払いにかかる手数料等（振込手数料、代引手数料、ネット決済手数料等）

決算書作成や税務申告等のために税理士・会計士等に支払う費用、訴訟等のための弁護士費用等

各種保険料等

借入金の支払利息・遅延損害金・損失補填等

飲食・接待等にかかる費用

当補助金申請にかかる書類作成支援や郵送料等の費用

その他公的な資金の用途として社会通念上不適切と認められる経費

②【補助対象となる経費の一覧】に「経費の例」として挙げた経費であっても、次のものは補助対象外となります。

補助金交付決定日より前に契約、発注、購入等を実施したものや、支払ったもの

取組に伴って発生したものではない経費

領収書や振込明細等の宛名が社名・代表者名・屋号以外のもの、領収書等の宛名が空欄のもの

法人名義又は代表者名義以外のクレジットカードで支払ったもの

一般価格や市場相場等と比べて著しく高額なもの及び中古品

手形払等で支払い実績を確認できないもの

補助対象外経費と混在した支払いであって、明細等で当該経費が判別できないもの

領収書、振込データ、通帳等、支払いが確認できる書類が提出できないもの

国・県・市等、他の補助金の対象となっている経費

【応募方法等】

（１）応募書類

- ①チェックシート
- ②岡山市DX推進事業補助金に係る申請書（様式A）
- ③補助事業計画書（様式B）
- ④DX推進計画書（様式H）
- ⑤直近の確定申告書
「法人の場合」別表一（一）、法人事業概況説明書
「個人事業主の場合」第一表、所得税青色申告決算書
（損益計算書～貸借対照表）又は収支内訳書
- ⑥「法人のみ」直近の決算書（表紙・貸借対照表・損益計算書。）
- ⑦見積書（写しで可）
※100万円（税込）を超える場合は2社以上からの必要。ただし、合理的な理由により1社のみとする場合は、任意様式で作成した理由書を添付すること。
- ⑧その他補足資料（カタログ等のコピーを添付すること。最大5枚まで。）

（２）応募方法

- 応募方法：メール
- 送付先：
岡山市産業観光局 商工部 産業振興課 ものづくり振興係
TEL：086-803-1329
Email：kougyoushinkou@city.okayama.jp

①提出内容（(1)応募書類に記載の①～⑧）

- ・正本データ
 - ・副本データ（審査用）：申請者が判別されないように黒塗等の処理を施したもの。
- ### ②副本データに係る注意事項
- ・様式Aの提出は不要です。
 - ・様式Bの「1. 応募者の概要」はすべて空欄としてください。
 - ・様式Bの「2. 企業概要・応募事業の概要」以降は申請者が判別できるような記載等を行わないでください。
 - ・見積書や確定申告書、決算書等の添付資料の申請者の社名・住所等を隠してコピーしてください。

（３）その他

- ・受付後に事業内容の確認のため連絡することがあります。

【その他詳細について】

本補助金については岡山市DX推進事業補助金交付要綱、岡山市DX推進事業補助金交付要綱取扱要領、岡山市補助金等交付規則に定めるところによるため、そちらも必ず確認して下さい。

【申請の流れ】

応募から補助金交付までのスケジュール（予定）

※かつこ □ で囲んである項目は応募者が行う手続きです。

○事業採択の手続き

- (1) **【応募書類の提出(今回の募集)】**
令和8年10月15日(木)まで
- (2) 書類審査
補助対象事業の採択

市：採択通知

○補助金交付申請の手続き

- (1) **【補助金交付申請書の提出】**
- (2) 補助金交付決定（目安） 11月上～中旬

市：補助金交付決定通知書の送付

○補助事業の実施

補助金交付決定後

○実績報告の手続き

- (1) **【補助事業完了】** 最終期限：令和9年3月19日
- (2) **【実績報告書の提出】** 事業完了後20日以内又は
令和9年3月19日の
いずれか早いほうの日
- (3) 完了検査
- (4) 補助金額の確定

市：補助金確定通知書の送付

○補助金の支払いの手続き

- (1) **【請求書の提出】** 令和9年4月16日まで
- (2) 補助金の支払 請求書の提出から1ヶ月以内目途

<事業採択時、応募書類>

- ①チェックシート
- ②岡山市DX推進事業補助金に係る申請書（様式A）
- ③補助事業計画書（様式B）
- ④DX推進計画書（様式H）
- ⑤直近の確定申告書
「法人の場合」別表一（一）、法人事業概況説明書
「個人事業主の場合」第一表、所得税青色申告決算書
（損益計算書～貸借対照表）又は収支内訳書
- ⑥「法人のみ」直近の決算書（表紙・貸借対照表・損益計算書。）
- ⑦見積書（写しで可）※100万円（税込）を超えるものについては2社以上、1社とする場合は理由書添付
- ⑧その他補足資料（カタログ等のコピーを添付すること。最大5枚まで。）

<補助金交付申請時、提出書類>

- ①補助金交付申請書（様式第1号（第7条関係））
- ②補助事業計画書（様式B及び添付資料に修正がある場合）
- ③同意書（様式G）
- ④市税の滞納無証明書
- ⑤事業開始前の状況写真
- ⑥債権者登録申請書（岡山市に未登録の場合）：支払先口座の登録に必要です

<実績報告時、提出書類>

- ①補助事業実績報告書（様式第4号（第12条関係））
- ②事業実施報告書（様式E）
- ③労働生産性向上の目標（様式C）
- ④補助事業に係る経費支出の証拠書類（発注、納品、請求、支払いが確認できる書類）
- ⑤事業を実施したことを示すもの
・事業実施する前後や実施中の様子の写真
・設備・機器の写真
・事業実施の内容や結果等を示したもの等

<補助金支払い手続き時、提出書類>

- ①補助金交付請求書（様式第6号（第14条関係））
- ②補助金確定通知書の写し

※上記手続きに必要な様式や、本補助金の要綱等、詳細は岡山市ホームページ

（<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/0000071957.html>）よりご確認・ダウンロードください。ページ遷移の方法（ホーム ⇒ 事業者情報 ⇒ 事業を営んでいる方 ⇒ 岡山市の工業 ⇒ ものづくり振興）



岡山市ホームページ

【募集期間・応募書類提出先・問合せ先】

- (1) **募集期間 令和8年10月15日(木) 17:15**

- (2) 応募書類提出先・問合せ先

岡山市産業観光局 商工部 産業振興課 ものづくり振興係 TEL：086-803-1329

※電子メールにて提出してください Email：kougyoushinkou@city.okayama.jp

※添付ファイルを含め10MBを超える場合は受信できないため、該当する事業者はご連絡ください。

※選定委員会での選定を経て、予算の範囲内で採否を決定します。